

## 男女共同参画推進事業（オアシス）助成金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、男女共同参画社会づくりの推進のために、市民が自主的に行う学習、調査研究、出版活動等に対して、男女共同参画推進事業（オアシス）助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定め、男女共同参画施策の推進に寄与することを目的とする。

### （助成金の対象）

第2条 この要綱により助成金の交付を受けることができる者は、前条の趣旨に賛同し、男女共同参画推進事業（オアシス）助成金審査会（以下「審査会」という。）において交付が適切と認めた事業を行う団体（和泉市内を活動の根拠とし、かつ、その構成員の過半数が和泉市内に在住・在勤する者で構成する団体に限る。以下「団体」という。）とする。

ただし、同一の事業について市又は市に準ずる団体から助成金等の交付を重複して受けることができない。

### （助成の対象事業等）

第3条 助成金の交付対象事業、（以下「助成事業」という。）、助成金及び対象経費は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

区 分	事 業
対 象 事 業	事業の内容が次の各号のいずれにも該当し、審査会で適切と認めた事業であること。 （1）男女共同参画社会基本法の理念、及び和泉市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりに寄与するものであること。 （2）「和泉市男女共同参画行動計画」の基本的視点を踏まえた内容とする事 （3）事業の成果が市民に広く還元されること。
助 成 金	1事業につき最高10万円を限度として審査会が必要と認めた額。 ただし、予算の範囲内とする。
対 象 経 費	事業の実施に必要な経費で次のものとする。 ①講演会関係経費（謝金・交通・宿泊等）②賃借料 ③資料費 ④通信運搬費 ⑤印刷出版費 ⑥その他特に必要と認められる経費 ただし、団体等の管理経費や自ら負担すべき性格を有する経費（飲食費、備品購入費等）は対象経費には含まない。

(助成金の交付の申請)

第4条 助成金の交付申請は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 男女共同参画推進事業（オアシス）助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 男女共同参画推進事業（オアシス）助成金事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 男女共同参画推進事業（オアシス）助成金事業経費明細書（様式第3号）

(審査)

第5条 市長は、助成金の交付申請があったときは、和泉市助成審査委員会規則（平成24年和泉市規則第66号）に規定する和泉市男女共同参画推進事業助成金審査会の開会し、交付の適否及び助成金の額を決定するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、審査会の審査結果に基づき、助成金を交付すべきものと認めるときは助成金の交付の決定をするものとし、速やかにその決定の内容を男女共同参画推進事業（オアシス）助成金交付決定通知書（様式第4号）により、団体に通知するものとする。

2 市長は、審査会の審査結果に基づき、助成金交付を認めなかったときは、男女共同参画推進事業（オアシス）助成金結果通知書（様式第5号）により、速やかに団体に通知するものとする。

(助成事業の変更)

第7条 団体は、助成事業の経費の配分を変更したとき、又は申請時に提出した事業実施計画書若しくはこれに添付する計画書及び企画書に記載する助成事業の内容を変更したときは、男女共同参画推進事業（オアシス）助成金変更交付申請書（様式第6号）に、男女共同参画推進事業（オアシス）助成金事業経費明細書変更報告書（様式第7号）若しくは男女共同参画推進事業（オアシス）助成金事業実施計画変更報告書（様式第8号）を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、速やかに、当該変更の承認の可否を決定し、当該変更の申請をした者に男女共同参画推進事業（オアシス）助成金事業実施計画変更承認及び助成金交付決定額変更承認通知書（様式第9号）、男女共同参画推進事業（オアシス）助成金事業実施計画及び助成金交付決定額変更申請結果通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(助成事業の実績報告)

第8条 団体は、助成事業の完了後30日以内に男女共同参画推進事業（オアシス）助成金事業実績報告書（様式第11号）、男女共同参画推進事業（オアシス）助成金事業成果報告書（様式第12号）及び男女共同参画推進事業（オアシス）助成金事業経費報告書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告書を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告にかかる助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、男女共同参画推進事業(オアシス)助成金額確定通知書(様式第14号)により助成する者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 団体は、前条に規定する助成金の額の確定について通知を受けたときは、男女共同参画推進事業(オアシス)助成金付請求書(様式第15号)により助成金の交付を請求しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 市長は、助成金の交付の対象となる助成事業の完了後、第9条の規定による助成金の額の確定を経た後に、団体より請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(概算払)

第12条 市長は、助成対象事業の円滑な遂行を図るため必要であると認められるときは、助成対象事業の完了前に第6条第1項に基づき決定された助成金の額の範囲内で一部を概算払することができる。

2 団体は、前項による助成金の概算払を受けようとするときは、男女共同参画推進事業(オアシス)助成金概算払請求書(様式第16号)を市長に対し提出しなければならない。この場合において、概算払により交付を受けることができる助成金の額は、助成事業の実施前に必要とする経費のみとする。

3 市長は、前項の規定により概算払による交付の請求を受けたときは、概算払による交付を行う必要性を精査し、必要と認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第13条 団体は、助成事業の実施により助成額を超える収益が生じた場合は、当該助成額を超える収益の額を市に返還しなければならない。この場合において、市に返還すべき額の上限は、助成額とする。

2 市長は、団体が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、助成金の返還を求めるものとする。

(1) 虚偽の申請又は不正な行為をしたとき。

(2) 助成金を助成事業以外に使用したとき、又は助成事業を行わなかったとき。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

附則（平成17年4月1日一部改正）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成20年2月27日一部改正）

この訓令は、平成20年2月27日から施行する。

附則（平成25年2月28日一部改正）

この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

附則附則（平成27年4月17日一部改正）

この訓令は、令達の日から施行する。

附則附則（平成29年2月15日一部改正）

この訓令は、令達の日から施行する。